

# 豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか指定管理者選定評価に係る審査基準表

## I サービス部門

※A～Eの採点基準は表の末尾に記載しています。

1 基本姿勢等		配点	A	B	C	D	E
審査項目	着眼点		100%	75%	50%	25%	0%
1	基本理念等	90	90	67.5	45	22.5	0
2	施設運営の留意点(人権・地域福祉・環境)	60	60	45	30	15	0
小計		150					
2 施設におけるサービス(1～2)		配点	A	B	C	D	E
審査項目	着眼点		100%	75%	50%	25%	0%
1	サービスの質の確保	60	60	45	30	15	0
2	事故防止対策・苦情相談の体制	30	30	22.5	15	7.5	0

2 施設におけるサービス(3~8)		配点	A	B	C	D	E
審査項目	着眼点		100%	75%	50%	25%	0%
3	入所者の日常的な処遇計画等	・入所者一人一人について、その心身の状況やその置かれている環境や希望等を十分に勘案した処遇計画が策定されているかどうか ・適時アセスメントが行われ、必要な見直しが行われているか ・処遇計画の策定、見直しにおいては生活相談員を中心に関係職員とのカンファレンスが行われているか ・入所者や家族からの相談体制及び交流等の機会が確保されているか ・入所者の外出の機会が確保されているか ・施設での生活を楽しめる工夫・配慮(レクリエーションプログラムの充実など)がなされているか	30	22.5	15	7.5	0
4	入所者の自立支援	・処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導や訓練、援助等を行う姿勢や体制がみられるか	40	30	20	10	0
5	入所者の介護及び特定施設に対する考え方	・入所者が要介護状態になった場合でも、その者の有する能力に応じ自立した日常生活がおくれるよう、施設内の介護・援助体制は十分であるか ・施設内に居宅サービス事業所が併設されているなど、受託居宅サービス事業者により、適切・円滑なサービスが提供される体制が確保されている ・ターミナルケアに対する考え方や取組み	30	22.5	15	7.5	0
6	認知症ケアに対する考え方	・認知症ケアの重要性を認識し、入所者が認知症状に応じ役割を持って生活できるよう取組み、職員の知識の向上や啓発活動などへの積極的な取組みを考えているか	30	22.5	15	7.5	0
7	業務継続の取組み	・災害や感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制が構築されているか	20	15	10	5	0

2 施設におけるサービス(3~8)		配点	A	B	C	D	E
審査項目	着眼点		100%	75%	50%	25%	0%
8	確保すべきサービス水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊中市民が入所できているか</li> <li>・最高評価水準受入率70%</li> <li>・確保すべき入所率50%</li> </ul>	30	$\frac{[30 \times 50\%] + [30 \times 50\% \times (\text{提案値} - 50) / (70 - 50)]}{\times \text{根拠係数}}$			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所の受け入れはできているか</li> <li>・最高評価水準受入率95%</li> <li>・確保すべき受入率80%</li> </ul>		$\frac{[30 \times 50\%] + [30 \times 50\% \times (\text{提案値} - 80) / (95 - 80)]}{\times \text{根拠係数}}$			
小計		270					

### サービス水準評価点の計算方法

<定義>

最高評価サービス水準値：S (S≠Aとなる数値)

確保すべきサービス水準値：A

<計算方法>

①S<=提案値の場合

・基礎点数=配点×100%

⇒ 評価点=基礎点数×根拠係数 (0 or 0.5 or 1.0)

②A<=提案値<Sの場合

・基礎点数={配点×50%} + {配点×50%×(提案値-A)/(S-A)}

⇒ 評価点=基礎点数×根拠係数 (0 or 0.5 or 1.0)

③提案値<Aの場合

・基礎点数=配点×0%

⇒ 評価点=0

#### 【根拠係数について】

事業者が提出した事業計画書の確実性や過去の運営実績から審査し、以下のいずれかの係数を割り当てる。

・提案値には根拠があり、提案値は達成可能と考えられる → 係数 1.0

・どちらともいえない(判断し難い) → 係数 0.5

・提案値には根拠がなく、提案値は達成不可能と考えられる → 係数 0

3 危機管理体制等		配点	A 100%	B 75%	C 50%	D 25%	E 0%
審査項目	着眼点						
1	緊急時の対応 (災害等)	30	30	22.5	15	7.5	0
2	虐待防止・身体的拘束等廃止のための方策	30	30	22.5	15	7.5	0
3	新型コロナウイルス感染症対策	30	30	22.5	15	7.5	0
4	衛生管理・感染症予防対策	30	30	22.5	15	7.5	0
5	個人情報保護体制及びプライバシーへの配慮	30	30	22.5	15	7.5	0
小計		150					
4 地域連携、地域への貢献		配点	A 100%	B 75%	C 50%	D 25%	E 0%
審査項目	着眼点						
1	地域との連携、交流方策	60	60	45	30	15	0
2	地域に必要な公共サービスの提供	40	40	30	20	10	0
3	ボランティア等の受入体制	30	30	22.5	15	7.5	0
小計		130					
介護サービス関係合計		700					

## Ⅱ 労務部門

5 従業者への配慮			配点	A 100%	B 75%	C 50%	D 25%	E 0%
審査項目	着眼点							
1	職員の配置体制	・職員配置は、入所者へのケア、介護職員の労働環境を考え、適正な配置が考えられているか。また、夜間について入所者の安全等に配慮した配置の考え方を持っているか	50	50	37.5	25	12.5	0
2	雇用環境	・有資格者への処遇や、能力に応じた昇格・昇給制度は整えられているか。また、職員が安定して働きやすい勤務体制(シフト)を考えているか ・職員が意欲を持って働き、職場内で自己成長を実現していけるよう、研修等への参加、資格取得の支援等のスキルアップの仕組みは用意されているか	40	40	30	20	10	0
3	ハラスメント対策	・ハラスメント防止・対策に向けた取組がなされているか (マニュアル整備、研修の実施など)	30	30	22.5	15	7.5	0
4	労働関係法令の遵守	・就業規則、時間外勤務等についての定めは適切になされているか。また、厚生年金・社会保険への加入は適切になされているか	30	30	22.5	15	7.5	0
労務関係合計			150					

## Ⅲ 財務部門

6 財務状況			配点	A 100%	B 75%	C 50%	D 25%	E 0%
審査項目	着眼点							
1	法人の財務状況	・財務諸表から判断される法人の経営状況は健全か。以下の指標をクリアしているか ①借入金償還余裕率120%以上(本事業借入分も含めて) ②流動比率120%以上 ③自己資本比率33%以上 ④固定長期適合比率100%以下	90	90	67.5	45	22.5	0
2	提案施設にかかる収支計画	・収入及び支出を適切に見込んだ上で、中長期的にみて年間収支に赤字や大幅な黒字などの問題なく、安定的な運営が可能となっているか	60	60	45	30	15	0
財務関係合計			150					

●過去の入札参加停止措置等の処分歴等の審査について

過去の処分歴		着眼点	配点
審査項目			
1	入札参加停止措置等	提案書類提出日から起算して過去3か年以内の処分歴(入札参加停止措置等)を審査し、処分の終期から公募日までの経過期間及び処分期間の長さ等に応じて減点を行う。	最大▲50点
2	契約解除		最大▲50点
3	警告等		1件につき▲15点
過去の入札参加停止措置等の処分歴等の審査合計			

総合計

総合計	1,000
-----	-------

採点基準

- A: 優れている。提案は非常に具体的であり、かつ運営上有効なものである。
- B: やや優れている。提案や取組みは充実している。
- C: 一般的なレベルである。常識的であり不可はない。
- D: やや劣っている。提案や取組みに一部改善を要する。
- E: 要求する水準を満たしていない。

<基本的な考え方>

- ・大項目(1～6)のうち1項目でも項目内合計点がE評価となった場合は、合計点数にかかわらず指定管理者としては不適格となります。
- ・採点結果が全体配点の50%未満【1,000点満点中500点未満】の場合(全体として標準よりも劣る場合)は、指定管理者としては不適格となります。

●応募団体の過去の入札参加停止措置等の処分歴等の審査について

提案書類提出日から起算して過去3か年以内の処分歴(入札参加停止措置等)を審査し、処分の終期から公募日までの経過期間及び処分期間の長さ等に応じて減点を行う。

【入札参加停止措置等】最大▲50点

- ① 入札参加停止又は除外措置(以下「参加停止措置等」)を受けていない場合…配点×0%
- ② 参加停止措置等の期間が6カ月未満の場合…配点×50%(国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる)
- ③ 参加停止措置等の期間が6カ月以上の場合…配点×100%(国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる)

【契約解除】最大▲50点

- ④ 契約解除並びに指定管理業務における指定の取消し又は業務停止命令(以下「契約解除等」)を受けたことがある場合…配点×100%(国や他の自治体による場合は0.5を乗ずる)

【警告等】1件につき▲15点

- ⑤ 本市における過去の契約履行において不正又は不誠実行為等を理由に「入札参加資格停止基準」に基づく書面による警告を受けたことがある場合又は指定管理業務の履行において書面による勧告・命令を受けたことがある場合…1件につき配点×50%
- ※②から④について参加停止措置等の期間の終期又は契約解除等の日が提案日の1年以上前の場合は当該算定結果に0.5を乗ずる。

□